

栄養士総合補償制度のご案内

賠償責任保険・傷害総合保険

栄養士賠償責任保険^(※)の上乗せ補償制度「栄養士総合補償制度」で大きな安心を!

(※)会員の皆さまは、日本栄養士会の団体栄養士賠償責任保険に加入しています。(全員自動加入)

栄養士総合補償制度(上乗せ補償制度)は管理栄養士・栄養士の皆さまを取り巻くさまざまなリスクを包括的にカバーする総合補償制度です!

加入対象者	公益社団法人日本栄養士会の会員の皆さまにかぎります。
保険期間	平成28年4月1日午後4時から平成29年4月1日午後4時までの1年間
お申込締切日	平成28年3月25日(金)
中途加入	毎月1日付けでご加入可能です。 ※中途加入の締切はご加入月前月の15日が締切日です。

本年度改定内容

■弁護のちからプランが加わりました!

もっと身近に弁護士を! そんな声にこたえる保険

弁護のちから プランのご案内

弁護士費用総合補償特約セット傷害総合保険

弁護のちからプランは、4つの補償で皆さまの安心・安全な生活をお守りします。

1

管理栄養士・
栄養士業務の
賠償責任補償

(生産物賠償責任保険,
施設賠償責任保険)

2

ケガの補償

3

個人賠償責任
補償

4

弁護士費用
補償



栄養士総合補償制度(上乘せ補償制度)で栄養士賠償責任 保険(全員自動加入)の補償範囲外の事故をカバー!

管理栄養士・栄養士を取り巻くリスク

保険種類	リスクの概要	栄養士賠償責任保険 保険金額
管理栄養士・ 栄養士業務に おける 賠償リスク	生産物賠償 責任保険 (生産物特約条項)	管理栄養士・栄養士として製造、販売、提供した飲食物や 献立、栄養管理計画書などが原因で発生した第三者の身 体の障害または財物の損壊について、会員の皆さまが法 律上の損害賠償責任を負担することとなった。 〈事故の例〉 ■提供した飲食物が原因で食中毒が発生してしまった。 ■栄養管理が必要な患者が、栄養管理計画書の誤りにより亡くなった。 ■給食管理上のミスにより生徒に身体の障害が発生した。
	施設賠償 責任保険 (施設所有管理者特約条項)	会員の皆さまが管理栄養士・栄養士として行う業務(栄養 指導など)や、所有、使用または管理する施設が原因で発 生した第三者の身体の障害または財物の損壊について、 法律上の損害賠償責任を負担することとなった。 〈事故の例〉 ■地域活動中に参加者をケガさせてしまった。 ■業務で調理中に包丁で同僚をケガさせてしまった。 ■訪問栄養指導の際に、その家の花瓶を落として割ってしまった。
日常生活における 賠償リスク	傷害総合保険 個人賠償責任 補償特約	会員の皆さまが、24時間・365日、日常生活中に他人にケ ガをさせたり他人の財物をこわしたりしたこと等により、 法律上の損害賠償責任を負担することとなった。 〈事故の例〉 ■自転車で人にぶつかり、ケガをさせてしまった。 ■ボランティアで老人の介護補助をしていた際、誤って転ばせてしまった。 ■休日に子供とキャッチボールをしていた際、誤って隣家の窓ガ ラスを割ってしまった。
管理栄養士・ 栄養士自身の 傷害リスク	傷害総合保険 (天災危険補償特約セット)	会員の皆さまが24時間・365日、急激かつ偶然な外 来の事故によりケガをしてしまった。 〈事故の例〉 ■訪問栄養指導に向かう際、交通事故にあい後遺障害が生 じた。 ■地震で本棚の本が頭上に落下してケガをし入院した。 ■スポーツ中にケガをし通院した。(ワイドプラン、弁護のちからプランのみ) ■調理中にやけどをして通院した。(ワイドプラン、弁護のちからプランのみ)
法的トラブル リスク	傷害総合保険 (弁護士費用総合補償 特約セット)	会員の皆さまが次の法的トラブルにあってしまった。 〈事故の例〉 ■路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。 ■兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きと なった。 ■いわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。 ■夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるし かなくなった。

× 補償されません。

栄養士総合補償制度(上乘せ補償制度)に
ご加入いただくと...

× 補償されません。

栄養士総合補償制度 保険金額			
エコノミープラン	スタンダードプラン	ワイドプラン	弁護のちからプラン
身体賠償・財物賠償共通 1名/1事故/保険期間中 3億円 (※)			
(※)お支払いする保険金が1億円以内の場合、栄養士賠償責任保険(全員自動加入)で補償します。 お支払いする損害賠償金等が1億円を超過した場合にかぎり、保険金をお支払いします。			
身体賠償・財物賠償共通 1名/1事故 3億円			
1事故 2,500万円		1事故 1億円	
傷害保険の他、火災保険や自動車保険などで、この保険と同種の賠償責任を補償するご契約がある場合、 補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・保険金額を十分にご確認ください。			
〈死亡・後遺障害〉 98.5万円 〈入院保険金日額〉 1,000円 〈手術保険金〉 入院時： 入院保険金日額の10倍 外来時： 入院保険金日額の5倍		〈死亡・後遺障害〉 103.5万円 〈入院保険金日額〉 1,500円 〈手術保険金〉 入院時： 入院保険金日額の10倍 外来時： 入院保険金日額の5倍 〈通院保険金日額〉 750円	
〈死亡・後遺障害〉 50万円 〈入院保険金日額〉 1,000円 〈手術保険金〉 入院時： 入院保険金日額の10倍 外来時： 入院保険金日額の5倍 〈通院保険金日額〉 500円		〈法律相談費用〉 通算5万円限度 (自己負担額1,000円) 〈弁護士委任費用〉 通算100万円限度 (自己負担割合10%)	

さらに! 栄養士総合補償制度(上乘せ補償制度)に加入すると次のメリットがあります!(詳しくはP3以降をご覧ください。)

- プライバシーの侵害などに起因する慰謝料などに対して保険金をお支払いします。【人格権侵害補償(保険金額：1名・1事故100万円/1事故・保
険期間中1,000万円限度)】
- 保険金のお支払いの対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを会員の皆さまが知っ
書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費などを補償します。【事故対応特別費用(支払限度額：保険期間中1,000万円限度)】
- 会員の皆さまの日本国内における管理栄養士・栄養士としての業務において第三者がケガをした場合、法律上の損害賠償責任の有無にかかわらず
【第三者医療費用(支払限度額：P8をご覧ください。)]
- 対人事故が発生した場合に慣習として支出した見舞金・見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とする費用をお支払いします。
【被害者対応費用(支払限度額：P8「お支払いする保険金の種類と内容をご覧ください。)]
- スタンダードプラン・ワイドプラン・弁護のちからプランにご加入の場合は、傷害総合保険個人賠償責任補償特約のお支払対象となる賠償事故(日
際には、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。ただし、賠償責任額
ラン、弁護のちからプラン)を超える場合は対応しません。
※示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。
- スタンダードプラン・ワイドプラン・弁護のちからプランにご加入の場合は、損保ジャパン日本興亜アシスタントダイヤルがご利用いただけます。(詳しくはP19「損保

た場合において、会員の皆さまがそのために支出した費用(文
支出した医療費用または葬祭費用をお支払いします。
本国内での事故にかぎりです。)により損害賠償請求を受けた
が明らかに2,500万円(スタンダードプラン)・1億円(ワイドプ
ラン)を超す場合は対応しません。
ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤルのご案内をご覧ください。)

〈被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲〉

- 賠償責任保険…会員様、会員様の役員・従業員(アルバイトを含みます。また、下請負人、下請負
人の役員・従業員も会員様の業務にかぎり被保険者になります。)となります。
- 傷害総合保険(スタンダードプラン・ワイドプラン・弁護のちからプランのみ)

死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金 (ワイドプランのみ)	会員様 (被保険者本人 ^(※1))
個人賠償責任補償特約	ご家族全員 ^(※2)

(※1)加入依頼書の加入対象者欄に記載される方
(※2)被保険者本人、配偶者、本人または配偶者と生計を共にする同居の親族および本人また
は配偶者と生計を共にする別居の未婚の子、被保険者本人の親権者またはその他の法
定の監督義務者(ただし、本人が未成年であって、本人に関する事故にかぎりです。)
(注)弁護士費用補償においては、加入者ご本人のみご加入いただいた場合、配偶者の方が
被った法的トラブルは、補償の対象となりません。配偶者の方は、別途、弁護士費用補
償とケガの補償がセットされたプランにご加入いただく必要があります(配偶者の方以
外の同居のご親族の方等もご加入いただけます。)

お支払いする保険金の種類と内容

管理栄養士・栄養士業務における賠償リスク（全プラン共通） — 施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険 —

保険金の種類	内容										
①損害防止費用	会員の皆さま（被保険者）が損害の発生や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。										
②緊急措置費用	損害の発生や拡大の防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。										
③権利保全行使費用	会員の皆さま（被保険者）が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。										
④争訟費用	会員の皆さま（被保険者）が事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。										
⑤協力費用	会員の皆さま（被保険者）が損害賠償請求を受け、損保ジャパン日本興亜が必要に応じて会員の皆さま（被保険者）の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、会員の皆さま（被保険者）が損保ジャパン日本興亜に協力するために支出した費用をお支払いします。										
⑥損害賠償金	被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。 <身体賠償事故の場合> 治療費、医療費、慰謝料等 <財物賠償事故の場合> 修理費、再調達に要する費用等 ※修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 会員の皆さま（被保険者）が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。また、法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は、お支払いの対象となりません。										
■被害者対応費用	対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用を補償します。										
	支払限度額	<table border="1"> <tr> <td>被害者 1 名（法人の場合は 1 法人）</td> <td>対人見舞費用</td> <td>死亡の場合 10 万円 死亡以外の場合 2 万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>対物臨時費用</td> <td>2 万円</td> </tr> <tr> <td>保険期間中</td> <td></td> <td>1,000 万円</td> </tr> </table>	被害者 1 名（法人の場合は 1 法人）	対人見舞費用	死亡の場合 10 万円 死亡以外の場合 2 万円		対物臨時費用	2 万円	保険期間中		1,000 万円
被害者 1 名（法人の場合は 1 法人）	対人見舞費用	死亡の場合 10 万円 死亡以外の場合 2 万円									
	対物臨時費用	2 万円									
保険期間中		1,000 万円									
■事故対応特別費用	上記①～⑥の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを会員の皆様（被保険者）が知った場合において、会員の皆様（被保険者）がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など）を補償します。 【支払限度額：保険期間中 1,000 万円】										
■人格権侵害補償	保険期間中に、会員の皆さま（被保険者）の業務上の行為に起因する人格権侵害または宣伝障害（不当な身体の拘束による第三者の自由の侵害や名誉毀損、プライバシーの侵害、著作権侵害等）について、会員の皆さま（被保険者）が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。										
	支払限度額	<table border="1"> <tr> <td>被害者 1 名につき</td> <td>100 万円</td> </tr> <tr> <td>1 事故・保険期間中</td> <td>1,000 万円</td> </tr> </table>	被害者 1 名につき	100 万円	1 事故・保険期間中	1,000 万円					
被害者 1 名につき	100 万円										
1 事故・保険期間中	1,000 万円										
■第三者医療費用の補償	偶然な事故により第三者の身体の障害が発生し、会員の皆さま（被保険者）が医療費用および葬祭費用を実際に支出することにより被る損害を補償します。										
	支払限度額	<table border="1"> <tr> <td>被害者 1 名につき</td> <td>50 万円</td> </tr> <tr> <td>1 事故・保険期間中</td> <td>1,000 万円</td> </tr> </table>	被害者 1 名につき	50 万円	1 事故・保険期間中	1,000 万円					
被害者 1 名につき	50 万円										
1 事故・保険期間中	1,000 万円										

①から⑤までの費用は、原則としてその全額がお支払いの対象となります。

（ご加入時に選択いただいた各プランの保険金額がお支払いの限度額となります。）

お支払いする保険金＝①損害防止費用＋②緊急措置費用＋③権利保全行使費用＋④争訟費用＋⑤協力費用



⑥損害賠償金の額が支払限度額を超える場合、④争訟費用は、次の算式によって得られた額をお支払いします。

$$\text{④の争訟費用に対する支払額} = \text{④の争訟費用} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{⑥損害賠償金の額}}$$



⑥の保険金は、法律上の損害賠償金から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。ただし、P2「栄養士総合補償制度 保険金額」がお支払いの限度額となります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{⑥損害賠償金} - \text{自己負担額}$$

保険金をお支払いできない主な場合

管理栄養士・栄養士業務における賠償リスク（全プラン共通） — 施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険 —

〈賠償責任保険普通保険約款〉

※各特約条項については、「賠償責任保険追加条項」の規定を含んだ内容を記載しています。

- ① 記名被保険者、記名被保険者以外の被保険者または保険契約者（これらの者が法人である場合は、その役員とします。）の故意によって生じた賠償責任。
ただし、記名被保険者以外の被保険者について、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象に起因する賠償責任
- ④ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑤ 記名被保険者および記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑥ 排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
- ⑦ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

など

〈賠償責任保険追加条項〉

- ① 原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任
- ② 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- ③ 汚染物質の排出、流出、いつ出、分散、放出、漏出等に起因する賠償責任
- ④ 医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任
- ⑤ 記名被保険者が所有、使用または管理する財物^(注)の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
(注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。
ア、記名被保険者が所有する財物
イ、記名被保険者が他人から受託している財物（借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。）
ウ、所有財物および受託財物以外の作業の対象物

など

〈施設所有管理者特約条項〉

- ① 施設の新建、改築、修理、取りこわしその他工事に起因する賠償責任
- ② 航空機、昇降機もしくは自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）の所有、使用もしくは管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任または施設外における船、車両（自動車および原動力がもつばら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任
- ③ 屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任

など

〈生産物特約条項〉

- ① 生産物または仕事のかしに基づく生産物または仕事の目的物の損壊自体（その生産物またはその仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。）の賠償責任（その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体に起因する賠償責任を含みます。）
- ② 記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③ 被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任
- ④ 支給財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑤ 次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任
ア、記名被保険者の役員または使用人
イ、記名被保険者の下請負人
ウ、記名被保険者の下請負人の役員または使用人

など

〈第三者医療費用担保追加条項〉

- ① 保険契約者または記名被保険者（これらの者が法人である場合は、その役員とします。）の故意
- ② 医療費用または葬祭費用を受け取るべき者（被害者を含みます。）の故意。ただし、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額にかぎります。
- ③ 記名被保険者もしくは記名被保険者の使用人等または医療費用もしくは葬祭費用を受け取るべき者（被害者を含みます。）の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為
- ⑤ 医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任
- ⑥ 施設を継続的に占有している者またはその者の業務の従事者が被った身体の障害
- ⑦ 運動競技に参加している者が被った身体の障害

など

〈人格権侵害担保追加条項〉

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ② 採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任
- ③ 最初の行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑤ 被保険者によって、もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任
- ⑥ 身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑦ 契約違反による宣伝障害に起因する賠償責任。ただし、書面によらない合意または約束において、宣伝上の着想または営業の手法を不正に流用した場合を除きます。
- ⑧ 宣伝された品質、性能等に適合しないことによる宣伝障害に起因する賠償責任
- ⑨ 価格表示の誤りによる宣伝障害に起因する賠償責任

など

※上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。